

令和6年度 司法書士による

ご相談の内容については
秘密を厳守いたします

成年後見に関する 個別相談会

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者またはそのご家族・関係機関の方々を対象に、財産管理や相続・生活上の問題等、法律に関する様々なご相談を栃木県司法書士会に所属する司法書士が適切にアドバイスいたします。

日時 令和6年  7月8日(月)

相談料
無料



10:00～正午

(事前予約制/先着2組)相談時間は1組50分程度です

場所 **ホープ館(老人福祉センター)**

次のような困りごとにお応えできます(一例)
具体的な事例は、相談会でご相談ください。

知的障がいのある方が
親族に年金を使われて
しまい、生活費の支払が
できなくなってしまった

認知症の母の代わりに
子供が銀行へ手続きに
行ったが「本人でないと
出金や預金の解約ができ
ない」と言われた



認知症の症状のある
ひとり暮らしの高齢者が
必要のない高額な健康器
具や布団を買わされてし
まった



お問合せ
ご予約は

野木町社会福祉協議会
野木町大字友沼5840-7

 0280-57-3100

野木町社会福祉協議会では 法人後見事業の業務を行っています

★ 法人後見事業とは？

野木町社会福祉協議会が成年後見人等を受任し、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより意志決定が困難な方(被後見人等)の身の周りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守りながら生活を支援します。

★ 対象者

- 野木町内に住所を有する方で
- ・原則として高額な財産を所有していない方
 - ・他に適切な後見人等が得られない方



★ 費用

成年後見人等の報酬として年に1回、家庭裁判所が決定した金額をご本人の財産の中から受け取ります。

※ご利用の際は、野木町社会福祉協議会の法人後見運営委員会等での検討が必要となりますので、まずはご相談ください

日常生活自立支援のご案内



「あすてらす」(日常生活自立支援事業)とは？

認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいのある方など、判断能力に不安があり、福祉サービスの利用や、生活費の管理に困っている方が、地域で安心して生活できるようにお手伝いする事業です。

ご本人と社会福祉協議会(社協)が「契約」を結ぶことで、サービスの提供を行います。そのため、ご本人には「**契約内容を理解できること**」と「**利用意志**」が必要です。

サービス種類	サービス内容
福祉サービス利用援助	福祉サービスに関する情報提供や相談、利用の申し込み、契約の代行・代理等
日常的金銭管理サービス	日常生活上の生活費の管理、支払い代行、生活費のお届け等
書類預かりサービス	預貯金通帳・印鑑・年金証書・保険証書等の預かり等

【利用料金】

	サービス内容	料金
契約前	専門員・生活支援員による、相談・訪問調査・契約による支援計画の作成	無料
契約後	生活支援員による、福祉サービスの利用援助金銭管理サービス・その他の必要な援助	1回概ね 1時間 1,000円
	貸金庫を使用した書類等の預かりサービス	月額 500円

※生活保護を受けている方は利用料が免除されます。

【ご相談・お問合せは】 野木町社会福祉協議会 電話 0280-57-3100